

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営別所中岱地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和5年3月27日（月）から同年4月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市字中城20番地 大館市産業部農政課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営曲田中山地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和5年3月27日（月）から同年4月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市字中城20番地 大館市産業部農政課